

# 三十年戦争期のドイツにおける《教派对立》と《世界宣教観の変容》 ——《カトリックへの改宗の根拠》をめぐる1630年代～1640年代の論争の題材としての 《日本宣教情報》及び《アメリカ大陸での宣教情報》

蝶野立彦

## (I) 16～17世紀ヨーロッパの教派对立 とそれに起因する迫害・強制改宗・戦 争の下での「非ヨーロッパ地域での宣 教記録」の利用と解釈

マルティン・ルターによる『95箇条の提題』の公表(1517年)に端を発する宗教改革の運動は、16世紀前半に北部ヨーロッパ地域に広く拡散し、プロテスタント諸教派の形成に道を開くことによって、ローマ・カトリックのキリスト教に包摂されていた中世の西ヨーロッパ世界を解体させるとともに、「西ヨーロッパ世界の近代への転換」を促進する役割を果たした。だが、宗教改革がもたらした「近代への転換」の局面とともに、16～17世紀の西ヨーロッパ世界の歴史的展開に極めて大きな影響を及ぼしたのは、宗教改革の結果としてプロテスタント諸派とローマ・カトリックとの間に生じた「熾烈な教派对立<sup>(1)</sup>と抗争」の局面であった。宗教改革運動は、その当初から、「宗教改革派(プロテスタント)神学者とカトリック神学者の激しい論争」を伴っていたが、そればかりでなく、宗教改革はヨーロッパ諸国の支配階層(皇帝・王・諸侯・貴族など)の間にも「教派をめぐる政治的対立」を生み出し、ヨーロッパでは、宗教改革の勃発の後、150年以上に亘って、教派对立に起因する「内乱」や「国家間の対立」が繰り返された。「カトリックの皇帝とプロテス

タント諸侯同盟の戦い」として展開したドイツ<sup>(2)</sup>のシュマルカルデン戦争(1546年～1547年)、「カトリックの王権及び貴族とプロテスタント貴族との抗争」に端を発するフランスのユグノー戦争(1562年～1598年)、「カトリックの皇帝及びカトリック諸侯連盟(Liga)とプロテスタント諸侯同盟(Union)の対立」を背景とするドイツの三十年戦争(1618年～1648年)などは、その典型的事例である。

そして宗教改革と教派对立の時代のヨーロッパにおいて「カトリックとプロテスタント諸派の対立の行方」を左右する決定的な要因の一つとなったのは、教派間の論争の媒体となった夥しい数の《印刷物》や《説教》であった。ドイツのカトリック諸侯とルター派諸侯の対立を調停するために1555年に神聖ローマ帝国議会で議決された『アウクスブルクの宗教平和(宗教和議)』の第3条<sup>(3)</sup>で、ルター派諸侯に対する「暴力的な行為」と「侮辱」がともに《禁止の対象》とされていることから窺えるように、この時代のヨーロッパでは、印刷物や説教を用いた「他の教派に対する言葉による攻撃」は、しばしば「武力行為」と同じ次元で捉えられ、「紛争を惹起する要因」と見なされた。しかし他方において、それらの印刷物や説教は、不特定多数の読者や聴衆を巻き込みながら「教派間の対話や合意」を創り出してゆくための「意見形成」の手段でもあり、「複数の教派の共存」に

関わる様々なコンセプトのみならず、「それぞれの教派の宗教的・神学的世界観」そのものが、これらの印刷物や説教を媒介にした論争の過程で練り上げられ、変化を遂げていったのである。

16～17世紀の教派対立期の論争が「カトリックとプロテスタント諸派の神学的世界観」に及ぼした影響について考察する上で興味深いのは、この時期の論争の題材として、しばしば「非ヨーロッパ地域での宣教」に関わる情報が「同時代のヨーロッパの教派対立」との関連において引き合いに出され、解釈を施された、という事実である。

15～17世紀の大航海時代に、ローマ・カトリック教会は、ポルトガルとスペインの両王家の海外拡張政策と緊密に連携しあいながら、様々な修道会の修道士たちをアフリカ・アメリカ・アジアなどの非ヨーロッパ地域に宣教師として派遣し、それらの地域で「非キリスト教徒（異教徒）をキリスト教に改宗させるための大規模な宣教活動」を展開した<sup>(4)</sup>。プロテスタント諸派は17世紀末に至るまでそうした「非ヨーロッパ地域での組織的な宣教活動」を殆ど展開することができなかつたため、非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教の成果は、「ローマ・カトリック教会の《全世界を包摂する普遍的教会》としての性格」そして「プロテスタント諸派に対する優位性」を公に示すための極めて強力な論拠となり得た。15世紀末～17世紀にかけて夥しい点数の「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教の記録」がヨーロッパ各地で印刷物として出版されたが、16～17世紀の教派対立の時代に、カトリック側の論者たちはそうした記録を論争の題材に取り上げることによって、「プロテスタント諸派に対するカトリックの優位性」をアピールしようとしたのである<sup>(5)</sup>。

だが、「非ヨーロッパ地域での宣教記録」を援用しながら「カトリックの優位性」をアピールす

る、という、このカトリックの論争の手法は、いわば《諸刃の剣》のようなものだった。なぜなら、プロテスタント諸派の論者たちは、カトリック側が提示する「非ヨーロッパ地域での宣教記録」をプロテスタント側の視点から再解釈することによって、「カトリックの宣教活動が孕む矛盾」や「非ヨーロッパ地域の人々に対する宣教方法の不当性」を指摘することができたからである<sup>(6)</sup>。

そして16世紀後半から17世紀前半にかけて教派対立が激化し、カトリックとプロテスタント諸派の対立に起因する「国家（統治権力）間の武力衝突」「宗教迫害」「改宗の強制」などが頻発する時代に入ると、「非ヨーロッパ地域での宣教」をめぐる教派間の議論のなかでも、このような同時代のヨーロッパの出来事を反映した主題が取り上げられるようになる。それは即ち、非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教の過程で生じた「武力行使」「迫害」「強制改宗」「殉教」等をそれぞれの教派の神学的立場に基づいてどのように評価するか、という問題である。とりわけ「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教」への批判的議論のなかで重要な論点となったのは、「アフリカ・アメリカ・アジアでのカトリック宣教」と「ポルトガル・スペイン王権による征服や植民地化政策」との関連をめぐる諸問題であった。そしてこの時期の教派間の論争がそれぞれの教派の神学的世界観に及ぼした影響について考察する上で重要なのは、「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教」をめぐるこれらの議論が、多くの場合、聖書に記された「世界宣教」の観念の解釈をめぐる議論に接合され、世界宣教に関する立場の相違を生み出していったことである。つまり、教派対立の時代にヨーロッパで顕在化した「宗教をめぐる争いと迫害」「強制改宗」に関わる問いは、このような議論を経て「非ヨーロッパ地域の事象」に投影され、それがカトリッ

クとプロテスタント諸派の世界宣教観と世界認識に少なからざる変化をもたらしたのである。

本稿では、三十年戦争の最中にルター派からカトリックに改宗したドイツの法学者クリストフ・ベゾルトの改宗理由書（1637年）に記された「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教」に関する記述と、それに対するルター派神学者トビアス・ヴァーグナーの反駁（1640年）に光を当て、「日本での宣教記録」と「アメリカ大陸<sup>(7)</sup>での宣教記録」をめぐるベゾルトの議論とそれに対するヴァーグナーの反論を「同時代のヨーロッパの教派对立」の文脈と絡めて読み解き、さらにそれらの議論のなかで「世界宣教」に関するいかなる立場表明が導き出されているかを浮き彫りにすることで、三十年戦争期のドイツにおける「教派对立」と「非ヨーロッパ地域からの宣教情報の受容」と「世界宣教観の変容」との間の相互関係の一端を明らかにしたい<sup>(8)</sup>。

## （Ⅱ）三十年戦争期のドイツにおける「カトリックへの改宗の根拠」をめぐる議論と「非ヨーロッパ地域からの宣教情報」の利用——クリストフ・ベゾルトの改宗理由書に記された「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教及びキリスト教迫害」と「ヨーロッパでの教派对立」の因果関係

### （1）三十年戦争（1618年～1648年）の後期の展開とルター派法学者ベゾルトのカトリック改宗（1635年）

ベゾルトの改宗理由書の内容に分析を加える前に、ベゾルトの生涯の歩みと改宗理由書の出版に至る経緯を簡単に跡づけておきたい<sup>(9)</sup>。

1577年に南西ドイツのルター派領邦であるヴュルテンベルク公領のテュービンゲンで生まれ、ヴュルテンベルク公の法律顧問の息子として育てられたベゾルトは、ドイツのルター派神学の牙城の一つであったテュービンゲン大学で哲学と法学を学んだのち、父親と同様にヴュルテンベルク公の法律顧問を務め、さらに1610年には母校であるテュービンゲン大学の法学教授（バンデクテン法学教授）となり、1635年までの間に7回、学長職を務めた。並外れた博識と歴大な蔵書コレクションによってその名を馳せたベゾルトは、生涯を通じて100冊以上の著書を発表し、ヴュルテンベルク公の要請に応じて数多くの法的所見を著した。だが、青年期から中世カトリック神学や神智学に傾倒していたベゾルトは、しばしば「カトリックの同調者」の嫌疑をかけられ、この嫌疑のために1620年代に2度に渡ってルター派神学者による審問を受けた。そしてこのようなベゾルトの「カトリックへの親近性」は、三十年戦争の勃発ののち、ヴュルテンベルクが皇帝軍やカトリック連盟軍の「標的」として攻撃の危険に曝されるようになるにつれて、次第に露わになってゆく。

戦況が「皇帝軍及びカトリック連盟軍の優位」に推移するなか、1629年3月に、神聖ローマ皇帝フェルディナント2世は、プロテスタント諸侯・諸都市の支配地域内の（教会施設や修道院などの）教会財産をカトリック側に返還することを命じる『回復令（Restitutionsedikt）』を發布した<sup>(10)</sup>。同年5月にヴュルテンベルク公エバーハルト3世は、「カトリックに返還されるべきヴュルテンベルク公領内の教会財産の範囲」をベゾルトに諮問したが、ベゾルトが作成した所見では、ヴュルテンベルク公が想定していたよりも遥かに多くの教会財産が「返還の対象」に含まれていた<sup>(11)</sup>。そして1634年9月6日のネルトリンゲンの戦いで、神

聖ローマ皇帝の息子フェルディナント（後の神聖ローマ皇帝フェルディナント3世）の率いる《皇帝軍》と（フェルディナントの従弟にあたる）スペイン王子フェルナンドの率いる《スペイン軍》が《プロテスタント諸侯とスウェーデンの連合軍》を敗退させ、ヴェルテンベルクが皇帝軍によって占領されると<sup>(12)</sup>、翌1635年8月初旬にベゾルトは、皇帝軍の陣地のあるハイルブロンに赴き、そこでカトリックの聖体拝領に与り、カトリックに改宗した<sup>(13)</sup>。同年、オーストリアによるヴェルテンベルクの占領統治下で《統治顧問》となったベゾルトは、1636年には、ドイツのカトリック諸侯のリーダーであったバイエルン選帝侯マクシミリアン1世の招聘に応じて、バイエルンのインゴルシュタット大学の法学教授となり、さらに1638年に選帝侯の顧問官となった。

ベゾルトは1638年9月に病のために没したが、その死に先立つ1637年に、彼は「カトリックへの改宗の理由（根拠）」を詳細に記したドイツ語の著書（『正しい、唯一の、そして〔人々に〕浄福を与える信仰がローマ・カトリック教会のなかにもみ見出されうると〔…〕クリストフ・ベゾルトが考え、また彼が〔…〕その古きカトリック教会のもとへと赴き、新たに発生したそれ以外のあらゆる諸分派や諸教義から離れるに至った、〔…〕キリスト教的な〔…〕諸動機』<sup>(14)</sup>〔以下『諸動機』と略〕）をインゴルシュタットで出版した。

ベゾルトがこの時期に「自らの改宗の理由」を印刷物として出版した、その背景について考察する上で重要な意味を持つのは、1570年代以降のドイツの対抗宗教改革のなかで用いられた「プロテスタント信徒をカトリックに改宗させるための方法」である。

1545年～1563年のトリエント公会議で「ローマ・カトリック教会による対抗宗教改革」の基本

方針が固められ、1572年にローマ教皇庁の下部組織として「ドイツ聖省（Congregatio Germanica）」が設置されると、《宗教改革の震源地》であるドイツにおいて、プロテスタント諸派に与した諸侯・都市・民衆をカトリックの側に呼び戻すための様々な試みが開始された<sup>(15)</sup>。そうした試みには、「新たなカトリック教育機関の創設」や「カトリック印刷所の設立」などのプランが含まれていたが、プロテスタント信徒をカトリックに改宗させるための最も直接的な手段は、プロテスタント信徒が数多く居住している地域にカトリック聖職者を派遣して、住民に「カトリックへの改宗」を促す、という方法だった。

1580年代～17世紀半ばのドイツでは、皇帝やカトリック諸侯の政治的・軍事的圧力を背景にして多くのプロテスタント地域で「再カトリック化の試み」が進められ、それらの地域に派遣されたカトリック聖職者たちは、為政者の権力を後ろ盾にしなが、プロテスタント住民に「カトリックへの改宗」を要請した。そしてこのような作業に従事するカトリック聖職者たちにとって《なくてはならない必須の道具》となったのが、プロテスタント住民を前にして「カトリックへの改宗の必要性」を彼らに説き伏せる際に用いる《改宗理由書》だった<sup>(16)</sup>。こうした《改宗理由書》は改宗活動に従事する聖職者の手で起草されることも多かったが、そればかりでなく、著名な神学者や学識者がプロテスタントからカトリックに改宗した場合には、しばしば改宗者本人が、「自らの改宗の理由（根拠）」を著書に認め、<sup>したた</sup>「カトリックへの改宗の促し的手段」として用いられることを意図して、それを印刷物として刊行した<sup>(17)</sup>。ベゾルトの『諸動機』が、彼の他の著作とは異なり、ラテン語ではなく一般大衆が理解できるドイツ語で著されている理由は、この点に求められるであら

う。

ベゾルトの『諸動機』は、1637年にインゴルシュタット大学神学部長ゲオルギウス・リュブランドゥスのラテン語の認証文と署名<sup>(18)</sup>を付して出版された後、1638年、1639年、1642年、1656年にも相次いで刊行されており<sup>(19)</sup>、ベゾルトの『諸動機』のテキストが、この時期に「プロテスタント信徒に対するカトリックへの改宗の促し」の手段として用いられていたであろうことが推測できる<sup>(20)</sup>。その『諸動機』の第8章に、「ヨーロッパの教派对立」と「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教」とを一つに結びつける特徴的な論理が書き記されているのである。

## (2) ベゾルトの改宗理由書(1637年)のなかでの《日本宣教情報》と《アメリカ大陸での宣教情報》の関連付け——ベゾルトによるカルロ・スピノラ及びバルトロメー・デ・ラス・カサスの宣教記録の利用と解釈

ベゾルトは、『諸動機』のなかで彼がカトリックに改宗した13の理由を13の章に分けて論述しているが、その第8章には、「カトリックの宗教(die Catholische Religion)こそが[…], 我らの主・救世主キリストが、世界の終末の前にそれが全ての場所で説教されるであろうことを預言したところのこと[宗教]である」<sup>(21)</sup>というタイトルが付され、「ベゾルトの改宗」と「非ヨーロッパ地域での《世界宣教》」との関わりについて、14頁に渡って独自の議論が展開されている。

第8章の冒頭でベゾルトは、『マタイによる福音書』24章の「御国のこの福音はあらゆる民<sup>たみ</sup>への証しとして、全世界に宣べ伝えられる。それから、終わりが来る」<sup>(22)</sup>というイエスの言葉を引用した上で、「西インドにおいても東インドにおいても(in den Occidental= ... Orientalischen Jndien),カルヴァ

ン派の、<sup>いわ</sup>況んやルター派の福音(das Caluinisch/vnnd noch weniger das Lutherisch Euangelium)などは布教されておらず[…],ローマにおけるのと同様に[それらの地域でも][…]カトリックの宗教が布教されている」<sup>(23)</sup>ことを、「ローマ・カトリック教会こそが前述のイエスの言葉で言及されている《福音》の所有者であること」を示す証左として提示する。

ベゾルトは、様々なカトリック宣教師たちの記録や同時代のヨーロッパの地誌学的著作を援用しながら、カトリック信仰が非ヨーロッパ地域<sup>あまね</sup>に遍く行き渡っている様子を叙述し、「西インド[において][…]スペイン人たち(Hispanier)が[…]広大な植民地(grosse Colonias)を建設したばかりでなく[…],彼らの修道士や聖職者を介して数千人の異教徒たち(Hayden)[非キリスト教徒たち]を[…]キリスト教信仰へと導いた」<sup>(24)</sup>こと、また、スペイン人たちが「新スペイン(noua Hispania)[ヌエバ・エスパーニャ]から太平洋を横断して「フィリピン諸島(Philippinas Insulas)」へと到達し、そこで数千人の人々をキリスト教に改宗させたこと、そしてこの目的のためにスペイン王が1000ドゥカーテンの資金を提供したこと<sup>(25)</sup>、さらに「東インド[において][…]ポルトガル人たち(Lusitanier)が、多くの様々な場所にキリスト教信仰を根付かせ、広大な土地(grosse Stätt)を所有した」<sup>(26)</sup>ことを強調する。そしてベゾルトは、「アメリカとアフリカとアジア(America, Africa, vnd Asia)で、カステイーリヤ人[スペイン人]たちとポルトガル人たちによって数十万もの魂がカトリック信仰へと改宗させられ」<sup>(27)</sup>、「イエズス会士たちが[…]カステイーリヤ[スペイン]とポルトガルの航海(Castiglianischen vnd Portugesischen nauigationen)を利用して[…]カトリックの宗教の種子を日本(Iapponiam)と中国(Chinam)

にまで運んだ」<sup>(28)</sup>と述べ、「『その響きは全地に[…]  
向かう』<sup>(29)</sup>という『詩編』の預言は、神の恩寵に  
よって、我らの時代に今はじめて完全に成就され  
たのだ」<sup>(30)</sup>と結論づける。

このようにベゾルトの叙述では、「非ヨーロッ  
パ地域におけるスペイン王権とポルトガル王権の  
海外拡張政策と植民地化政策」が「カトリックの  
世界宣教」を支える重要な後ろ盾となっている点  
が強調されているが、興味深いのは、ベゾルトが、  
その叙述のなかで、「ヨーロッパでの教派対立」  
が「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教」の深  
刻な妨げとなっている点を指摘していることであ  
る。ベゾルトは、17世紀前半に非ヨーロッパ地  
域においてスペインやポルトガルのテリトリーに  
侵入し始めたネーデルラント人やイングランド人  
の活動について、次のように記している。

「[…]  
ネーデルラント人たち (Niederländer)  
はこれらの地域で […]  
活動しているが、彼らは  
単に《利益と略奪》を追求しているに過ぎず、多  
くの異教徒 [非キリスト教徒] を改宗させ、キリ  
スト教信仰に導いたことを誇ることはできない。  
ましてや、彼らのうちの誰一人として、そうした  
営み [異教徒をキリスト教に改宗させる営み] の  
ために自らの血を流したり、不信心者たちから拷  
問を受けたことはない。それどころかむしろ[…]  
彼らネーデルラント人たちや […]  
それらの場所で仕事を行っている[…]  
イングランドのカルヴァン主義者たち (Engelländische ... Caluinsten) は、  
スペイン人たちやポルトガル人たちの最も崇高な  
計画 [異教徒をキリスト教に改宗させる計画] […]  
を妨害し、キリスト教徒に対抗するために、異教  
徒たちと手を結び、さらに場合によっては、サラ  
セン人 [イスラム教徒] たちとも手を結んだので  
ある。とりわけ、スペイン人たちが自らの血を流

してキリスト教信仰を根付かせた、日本 (Jappon)  
やその他の地域において、彼ら [ネーデルラント  
人やイングランド人] は、[…]  
スペイン人たちを目の敵にするよう、異教徒の王たちを […]  
唆し、あたかも [スペイン人たちが] 福音を用いて  
彼ら [異教徒の王たち] を《スペインの軛 (das  
Spannisch Joch)》の下に置こうとしているかの  
ごとく [言いふらすことによって]、福音  
(Euangelium) への憎しみを助長し、[…]  
あらゆる方法を用いて [キリスト教徒に対する] 恐  
るべき迫害 (Verfolgung) の […]  
炎を […]  
掻き立てたのである。[…]  
イエズス会神父カルロ・スピノラの生涯と殉教の記録 (historia Vitae & Martyrij ... Caroli Spinolae) から見て取ることができるように。」<sup>(31)</sup>

このようにベゾルトは、日本を初めとする非  
ヨーロッパ地域でネーデルラントやイングランド  
のカルヴァン主義者たちが、「スペイン人たちへ  
の敵意」を支配者たちに植え付け、それによって  
「キリスト教の宣教」を阻み、「キリスト教徒への  
迫害」を煽っている、と主張する。そしてベゾ  
ルトがここで典拠として引き合いに出しているの  
は、1622年9月10日に日本の長崎で殉教死を遂  
げたイタリア出身のイエズス会士カルロ・スピ  
ノラの伝記のラテン語翻訳版 (『キリスト教のため  
に日本で命を落としたイエズス会神父カルロ・ス  
ピノラの生涯』<sup>(32)</sup>) である<sup>(33)</sup>。ベゾルトの議論  
の趣旨をより明確にするために、スピノラの伝記  
の内容に簡単に光を当ててみたい。

スピノラの伝記では、彼の生い立ちから、日本  
への渡航、さらにキリスト教迫害が激しさを増す  
日本での彼の司牧活動の詳細と、その殉教に至る  
までの経緯が克明に描かれているが、ベゾルトの  
叙述との関連においてとりわけ重要なのは、「江

戸幕府によるキリスト教禁止令の発布の経緯(1612年～1614年)」を扱った第12章と「スピノラの殉教に至るまでの経緯(1620年～1622年)」を扱った第16-18章である。

その第12章の冒頭で、「ヨーロッパでの教派對立」と「日本でのキリスト教迫害」との因果関係を暗示する不吉なエピソードが紹介されている。キリスト教徒への迫害が始まる前年の1611年に、日本で、真っ白なイチジクの実が生る二本の木の幹のなかから「黒色の十字架」が発見され、さらに、ある司祭が日本人に憑依した「悪魔(daemonis)」に対して、一体どのような理由でその人間に取り憑いたのかと尋ねたところ、その悪魔は、「今まで長年に亘ってイングランド王国(Angliae Regno)で行ってきたように、キリスト教を迫害するために(ad vexandam Religionem Christianam)、自分は最近その地[イングランド]を離れ、日本(Iaponem)にやって来たのだ」<sup>(34)</sup>と答えたのである。ここでは、「1600年代のイングランドにおけるカトリック迫害」と「1610年代の日本におけるキリスト教迫害」との間の救済史的な因果連関が暗示されている。第12章ではそれに続いて、新スペイン[ヌエバ・エスパーニャ]から日本に到来した船<sup>(35)</sup>の《入港時の航行の仕方》に関して、ある「イングランド人の異端者(haereticus ... Anglus)」<sup>(36)</sup>が「公方(Cubum)」<sup>(37)</sup>に讒言を行う場面が描かれている。そのイングランド人は、「公方」に、ヨーロッパでは戦争をしかける相手国にキリスト教布教を隠れ蓑にして「[カトリックの]修道士たち(Religiosos homines)」<sup>(37)</sup>をあらかじめ送り込むことがあるので、ヨーロッパの少なからぬ王や君主は修道士たちを彼らの領土から追放した、と告げる。それを聞いた日本の「王」は、「わが権力によって《福音の宣教師たち(Evangelij praecones)》を罪人扱いしたとしても、

私は不正(iniuriam)を行ったとは見なされない。ヨーロッパの少なからぬ王たちや[……]君主たち(Reges Europaei, ... Principes nonnulli)もまた、そうした者たちを彼らの領地から追放したのだから」<sup>(38)</sup>と応答するのである。この両者の会話からは、「カトリック修道士への警戒心」を煽るイングランド人の「プロテスタント的な讒言」が、日本の支配者の間に「(カトリック修道士のみならず)あらゆるキリスト教宣教師に対する警戒心」を芽生えさせてゆく過程が読み取れる。さらに第16章では、1620年にキリスト教禁教下の日本の近海で拿捕されたフィリピン船の二人の乗組員が、オランダ人(ネーデルラント人)によって、「スペイン人の修道士・司祭であること」を暴露され、「[この二人は]宗教の布教(Religionis propagandae)を口実にしてはいるが、実際にはこの地域の島々を偵察するために[日本に到来したのだ]」<sup>(39)</sup>と讒訴される場面が描かれ、「キリスト教布教を隠れ蓑にした侵略」への警戒心が日本で強まってゆく様子が浮き彫りにされている。そしてこのような1620年代初頭の日本の風潮が、第18章に記された、処刑される直前のスピノラの「修道士たちは、王国を侵略しようとする欲望(studio occupandi Regni)に駆られて日本に潜入したのでしょうか、それとも本当に、キリスト教を通じて天へと至る唯一の道をあなたたちに教え示そうとする情熱ゆえに[日本に来たのでしょうか]」<sup>(40)</sup>という悲痛な言葉に繋がってゆくのである。

このようにスピノラの伝記では、「17世紀初頭のイングランドでのカトリック迫害」と「日本でのキリスト教迫害」との連続性が強調され、(プロテスタントの)イングランド人やネーデルラント人の讒言によって日本の支配者の間に芽生えた「カトリック宣教師への疑念」と「布教を隠れ蓑

にしたヨーロッパ諸国による侵略への警戒心」が「日本ででのキリスト教迫害」を激化させてゆく経緯が描かれている。そして、このスピノラの伝記をベゾルトがどのように解釈し、そこからどのような内容を汲み取ったのか、という問題を考察する上で極めて重要な点は、スピノラの伝記のなかでは全く言及されていないある言葉が先に引用したベゾルトの叙述のなかに現れてくることである。それは「スペインの軛」という言葉である。そして実はこの言葉こそが、ベゾルトの叙述の真意を読み解く上で《鍵となる言葉》なのである。

16～17世紀のドイツ史の文脈のなかで見ると、「スペインの脅威」を強調するプロパガンダの手法は、シュマルカルデン戦争（1546年～1547年）の時期に、ドイツ（神聖ローマ帝国）の帝国等族（帝国議会への参加資格を持つ諸侯・諸都市）が《神聖ローマ皇帝》と《スペイン王》の二つの地位を一人で兼ねるハプスブルク家出身の皇帝カール5世（スペイン王カルロス1世）の「専制的な振る舞い」を批判するために用い始めた手法であった。シュマルカルデン戦争期に、カール5世は、「全ヨーロッパを支配する皇帝」という「古代ローマ皇帝に由来する中世的な《皇帝》理念」（「普遍君主政（monarchia universalis）」の理念）に依拠しつつ、スペインから軍隊をドイツに送り込み、「ドイツの諸侯の身分制的諸特権（等族的自由）」に留意することなく、スペイン王国の軍事力でドイツの諸侯の異議申し立てを封じようとした。こうした皇帝の振る舞いに対して、皇帝と宗教的に対立していたプロテスタント諸侯ばかりでなく、一部のカトリック諸侯までもが、これを「ドイツの自由（Deutsche Freiheit）の侵害」と非難し、「スペイン軍を用いた皇帝（あるいはハプスブルク家）の覇権拡大」を「スペイン的 […]・オーストリア的な専横 [暴政] (Spanischen/ ...

Osterreichischen gewalt)』<sup>(41)</sup> という言葉で批判するようになった<sup>(42)</sup>。1556年のカール5世の退位とともに、ハプスブルク家の支配領域は「オーストリア系の支配地域」と「スペイン系の支配地域」に分割されたが、その後もドイツの諸侯は「ハプスブルク家の覇権拡大」への警戒心を抱き続けた。そしてスペイン系ハプスブルク家の領地であったネーデルラントで、1560年代にスペイン出身のネーデルラント総督が「カルヴァン派信徒への弾圧」の強化に乗りだし、オランダ独立戦争（1568年～1648年）が勃発して、多くのスペイン兵士がネーデルラントでの戦闘に動員されると、ドイツやネーデルラントで「スペイン人たちの […] 軛 (der Hispanier ... Joch)」<sup>(43)</sup> の脅威を煽る印刷物が相次いで出版されるようになる<sup>(44)</sup>。さらにドイツで三十年戦争（1618年～1648年）が勃発すると、オーストリア系ハプスブルク家出身の神聖ローマ皇帝フェルディナント2世は、再び（血縁者である）スペイン王の軍隊をドイツでの戦役に投入するようになり、こうした「ハプスブルク家によるオーストリア・スペイン連合軍の軍事侵攻の脅威」とその背後に透けて見える「ハプスブルク家の全ヨーロッパ的支配への野心」を些か大げさに批判する言葉として、「スペインの軛」という言葉がヨーロッパ各地で飛び交うようになったのである<sup>(45)</sup>。

そしてこうした「ハプスブルク家による全ヨーロッパ的支配の脅威」を煽る議論に具体的な説得力を与えたのは、15世紀末～16世紀にスペイン王家がアメリカ大陸で行った「征服」と「植民地建設」そして「アメリカ先住民の苛酷な取り扱い」に関してヨーロッパで広まった情報であった。ローマ教皇アレクサンデル6世の1493年5月4日の勅書（*Inter caetera*）<sup>(46)</sup>によって、スペイン王家は、《ポルトガルとスペインの世界分割線》<sup>(47)</sup> の西側の



地域のうち、「1493年が始まるまでの間に […] 他のキリスト教徒の王や君主 (alium Regem aut principem christianum) の支配が及ばなかった、[既に] 発見され [今後] 発見されるべき […] 全ての島々と大陸 […] の支配権 (dominijs) と […] 裁判権 (Jurisdictionibus)」<sup>(48)</sup> を贈与され、さらに「[それらの地域の] 住民たちにカトリック信仰 (fide Catholica) […] を教え込むこと」<sup>(49)</sup> を義務づけられた。その後、スペイン王家は、いわゆる「コンキスタドール 征服者たち」をアメリカ大陸に送り込み、その結果、アメリカ先住民の国家の多くが滅ぼされた。そして、スペインからアメリカ大陸に入植した入植者たちは、アメリカ先住民——彼らはヨーロッパの人々から「インド人 (インディオ)」と呼ばれた——を奴隷的に使役することによって、広大な植民地を建設していった<sup>(50)</sup>。こうした入植者とともにアメリカ大陸に渡航した一部のカトリック宣教師たちは、1510年代からこのような「アメリカ先住民に対する非人間的な取り扱い」を公に告発し始め、スペイン王やローマ教皇にその是正を求めるようになる<sup>(51)</sup>。そして16世紀後半から17世紀初頭にかけて、「スペイン人たちによるアメリカ先住民の苛酷な取り扱い」を告発する情報が、ヨーロッパ各地で盛んに流布されるようになった。とりわけスペイン出身のドミニコ会士バルトロメー・デ・ラス・カサスが1552年にスペイン語で出版した告発文（『インディアスの破壊についての簡潔な報告』<sup>(52)</sup>）は、1568年のオランダ独立戦争の勃発に伴う政治的対立を背景に、1570年代から17世紀にかけて、オランダ語、フランス語、英語、ドイツ語、イタリア語、ラテン語などヨーロッパ各国語に翻訳されるとともに、「アメリカ先住民への虐待」の場面を描いた挿絵を付したかたちでヨーロッパ各地で出版され、「ハプスブルク家による全ヨーロッパ的支配の脅威」と「スペインの<sup>(53)</sup> 軛」

「スペインの暴政」を告発する議論に接合されていったのである<sup>(53)</sup>。1580年にスペイン王がポルトガル王位をも手中に収め、《世界分割線》の東側の地域におけるポルトガル王家の諸特権をスペイン王が掌握するに至ったことも、「ハプスブルク家による世界規模での支配の脅威」を煽る議論に拍車をかけた<sup>(54)</sup>。

先に引用した『諸動機』の一部で、ベゾルトは、スピノラの伝記の記述に依拠しながら、「日本やそれに隣接する地域でネーデルラント人やイングランド人が《スペインの<sup>(53)</sup> 軛》に対する警戒心を煽っている」と指摘しているが、この記述から、1570年代～17世紀前半のヨーロッパで流布され続けた「スペイン王家（ないしハプスブルク家）の覇権拡大」と「スペイン人たちによるアメリカ先住民の苛酷な取り扱い」に関する情報が日本でも流布されている、とベゾルトが捉えていた可能性が浮かび上がる。そしてこの推測は、『諸動機』の第8章の後半部分でのベゾルトの議論によっても裏付けられる。その箇所ではベゾルトは、「カトリックによる世界宣教」に関する同時代人たちの批判に言及し、それらの批判への反駁を行っているが、そこでベゾルトは、フィリップ・ニコライやヴァーツラフ・ブドヴェクなどのプロテスタント神学者たちの批判点について言及したのちに<sup>(55)</sup>、フランスの歴史家ジャック・オーギュスト・ド・トゥーヤラス・カサスなどのカトリックの著作家たちの批判点にも言及し、次のように述べているのである。

「カトリック […] の者たち […] もまた、 […] スペイン人たちに非難を向け、彼ら [スペイン人たち] が哀れなインド人たち (den armen Indianeren) [インディオ、アメリカ先住民] を […] 非人間的に (Vnmenschlich) 取り扱い、[アメリカ大陸において]

《宗教[の布教]》よりも《貪欲さ》を追い求めてきた、と述べている。例えば、トゥー（Thuanus）は〔彼の歴史叙述の〕第1巻で〔…〕『スペイン人たちは〔…〕それ以前には知られていなかったキリストの御名を〔全世界の〕全ての〔非キリスト教徒の〕民の間に広めたが、それは〔…〕不正な方法によって（PERPERAM）であった』<sup>(56)</sup>と述べている〔…〕。〔…〕さらに〔…〕バルトロメー・デ・ラス・カサス（Bartholome de las Casas）という名のスペイン人が著したパンフレット（Tractat）（そのなかでは西インド〔アメリカ大陸〕の破壊（die destruction der Occidentalischen Jndien）の様子が極めて悲劇的に（tragicè）記述されている）は、あらゆる言語に（in allen Sprachen）〔翻訳され〕、挿絵（figuren）まで付されて印刷され、それによって、誤解に基づいた《スペイン人たちの〔…〕暴政（der Hispanier ... Tyranny）》に対する警戒心が人々の間に広まってしまったのである。<sup>(57)</sup>

このようにベゾルトは、「スペイン人たちによるアメリカ先住民の非人間的な取り扱い」に関する情報——彼はそれを「誤解に基づく情報」と捉えている——が多くの言語に翻訳され、世界中に流布されたことに苦言を呈し、そうした情報が日本を含む他の非ヨーロッパ地域で「スペイン人たちへの警戒心」と「キリスト教への憎悪」を煽る要因となっていることを仄めかしている。つまり、「世界宣教」をめぐるベゾルトの議論のなかで、「アメリカ大陸での宣教情報」と「日本での宣教情報」は一つの文脈に繋ぎ合わされ、「アメリカ先住民に対するスペイン人たちの暴政」についての情報がネーデルラント人やイングランド人を介して日本の支配者に伝わった結果として「日本でのキリスト教迫害」が激化するに至った可能性が示唆さ

れているのである。

そして「アメリカ大陸での宣教情報」と「日本での宣教情報」をひと連りの歴史的因果連関のなかに嵌め込む、この独自の世界宣教観に依拠しながら、ベゾルトは、「アメリカ大陸でのスペイン兵士の行動」に向けられた非難を「東インド地域における聖職者・修道士の行動」によって濯ごうとする。

「〔アメリカ大陸で〕スペインの兵士たちが〔…〕乱暴狼藉を働いた〔ことが仮に事実だ〕としても、〔…〕修道士たち〔の働き〕には称賛を贈らなければならぬ。〔…〕あらゆる修道会のスペイン人聖職者たちは、東インド、中国、日本、そしてそれに隣接した諸地域において、数十万人の人間たちを、《暴力》を全く用いることなしに《精神の剣》のみによって（ohn allen Gewalt/ vnnd allein mit dem Schwert deß Gaists）キリスト教信仰へと導いた。そして少なからざる修道士たちがそのために〔…〕血を流したばかりでなく、また〔…〕多くの新たなキリスト教徒たち、そして数えきれぬほどの人々が（十歳にも満たない幼い子供たちまでもが）〔…〕自ら進んで〔迫害者による〕拷問に堪えたのである〔…〕」<sup>(58)</sup>

こうした非ヨーロッパ地域の新たなキリスト教徒たちの《受難を恐れぬ態度》を具体的に示す事例として、ベゾルトは、これに続く箇所で、「太閤様の法令（das edictum Taicosamae）〔豊臣秀吉のキリスト教禁止令〕」の時代に《迫害を被る危険》を冒してもキリスト教信仰を公に告白するよう自らの子供たちを訓練した「日本のキリスト教徒たち（Japponesische Christen）」について、約1頁に渡って紹介している<sup>(59)</sup>。

このようにベゾルトは、「アメリカ大陸でのス

ペイン兵士の振る舞い」に一定の《非》があったことを認めているが、その一方で、彼は、カトリックへの改宗の際に彼が身を投じた「オーストリア系ハプスブルク家とスペイン系ハプスブルク家の連合軍」の体面を保つために、「アメリカ大陸でのスペイン兵士の軍事行動の正当化」の論理を提示することも忘れなかった。ラス・カサスのパンフレットについての言及に続く箇所では、ベゾルトは、「ラス・カサスの記述の信憑性」に疑念を呈したのちに、「アメリカ大陸でのスペイン兵士の行動」を旧約聖書の『申命記』20章に記された「古代イスラエルの民の行動」に擬え、次のような極めて大胆な言明を行っている。

「これらの罪のゆえに、この諸民族〔アメリカ先住民〕が〔…〕かつてのカナン人と同じように）容赦なく討ち滅ぼされたことは、神の特別の審判（ein sonders Urtheil Gottes）と見なされるべきである。」<sup>(60)</sup>

ベゾルトによる、この「アメリカ大陸でのスペイン兵士の行動の正当化」の論理は、カトリック改宗後の彼の政治的立場を反映したものでもあった。『諸動機』の第12章で、ベゾルトは、「宗教改革（Reformation）によって引き起こされた〔神聖〕ローマ帝国の〔…〕変化」<sup>(61)</sup>について論じているが、そこで彼は、「〔神聖ローマ帝国において〕ここ数年来、帝国の自由（Reichs Freyhait）〔ドイツの自由〕を口実にして、カルヴァン派や〔…〕ルター派が〔…〕、主なる神によって最高の祝福を授けられた、ドイツ系とスペイン系の双方から成る全きオーストリア家（das gantze/ von Gott dem Herrn höchst gesegnete Hauß Oesterreich/ baydes der Teütschen/ vnd Hispanischen Lini）に多大な迫害を加えた」<sup>(62)</sup>ことを非難し、「オー

ストリア系（ドイツ系）とスペイン系の両ハプスブルク家の権威」が「神の権威」に裏付けられたものであることを強調している。「アメリカ大陸でのスペイン兵士の行動」を「神の審判に基づく行動」と捉えるベゾルトの言明は、「ハプスブルク家の権威」を「神から直接的に授けられた権威」と見なす、カトリック改宗後の彼の政治的立場に照応しているのである。

三十年戦争期の教派对立を背景にした、こうした議論の展開のなかで、「世界宣教」をめぐるベゾルトの主張は、「宗教的権威に基礎づけられた戦争（聖戦）の是非をめぐる問い」<sup>(63)</sup>を歴史の暗がりのなかから呼び覚ます結果をもたらした。ベゾルトによる『諸動機』の刊行ののち、ルター派神学者の側からの反駁が展開されたが、そこで最も重要な争点の一つとなったのが、まさにこの「世界宣教」と「戦争」との関連をめぐる問いであった。

### （Ⅲ） ルター派神学者トビアス・ヴァーグナーによるベゾルトへの反駁（1640年）とドイツ・ルター派の世界宣教観の変容——「キリスト教布教と戦争の関係」そして「カトリックとルター派の連続性」をめぐる問い

ベゾルトの『諸動機』が刊行されてから3年が過ぎた1640年に、かつてベゾルトが長年に亘って大学の教壇に立っていたヴェルテンベルク公領のテュービンゲンで、ベゾルトの『諸動機』に対する反駁書（『クリストフ・ベゾルト博士の〔…〕諸動機に関する福音主義的な評価と〔…〕反駁』<sup>(64)</sup>〔以下『反駁』と略〕）が、ヴェルテンベルクのルター派神学者たちの承諾の下に出版された。著者は、ヴェルテンベルク公領のエスリンゲンで牧師

を務めていた T・ヴァーグナー<sup>(65)</sup>である。

(II) の (1) で述べたように、ヴェルテンベルク公領は、1634 年のネルトリンゲンの戦いでプロテスタント同盟軍が皇帝軍・スペイン軍に敗北したのち、皇帝軍によって占領され、ヴェルテンベルク公エバーハルト 3 世はシュトラスブルクへと落ち延びた。その後、ヴェルテンベルク公領は皇帝の所領であるオーストリアの占領統治下に置かれたが、1638 年に、エバーハルト 3 世は、「皇帝とハプスブルク家への服従」を誓ったのちに、ヴェルテンベルク公領の約半分の地域を返還してもらうことに成功した。だが、それ以外の地域は半ば占領状態のままに留め置かれ、また、三十年戦争末期にヴェルテンベルクが《戦争の主戦場》となり、住民たちが《軍隊による略奪》に曝されたために、ヴェルテンベルクの人口は大幅に減少し、都市や村は荒廃した。ヴェルテンベルク公領が完全な主権を取り戻すのは、三十年戦争が終結し、ウェストファリア条約（ヴェストファーレン条約）が結ばれる 1648 年のことである<sup>(66)</sup>。そしてこのようなオーストリアによるヴェルテンベルクの《占領統治》及び《半占領統治》の時代に、ベゾルトの『諸動機』が「カトリックへの改宗の促し」の手段として用いられたであろうことは想像に難くない。

ヴァーグナーの『反駁』は、こうした状況の下で、ルター派神学者たちによるベゾルトの書への応答として刊行されたものである。ヴァーグナーは『反駁』の第 8 章で、ベゾルトの『諸動機』の第 8 章の議論に対する反論として、「非ヨーロッパ地域での世界宣教」に関する当時のドイツ・ルター派の神学的立場を約 30 頁に渡って詳しく論じている。そこで展開されている議論は、「ドイツ・ルター派の世界宣教観」が三十年戦争期に「戦争の体験」を経てどのように変化していったのか

を示す、貴重なドキュメントであるが、従来の研究では全く光が当てられてこなかった。紙幅の制約ゆえに、その議論を詳細に跡づけることはできないので、ここでは幾つかの重要な議論だけを抜き出して紹介したい。

ヴァーグナーがその『反駁』のなかで、最も重要な争点の一つとして取り上げているのは、「アメリカ先住民に対するスペイン兵士の行動」を正当化するためにベゾルトが『諸動機』のなかで展開した議論である。ヴァーグナーは、「スペイン人たちのアメリカ大陸での振る舞いの是非」を論じることは『反駁』の本来のテーマではない、との慎重な断り書きを付しながらも<sup>(67)</sup>、ベゾルトのことを「歴史的真實の雇われ改竄人 (conductus supplantator historicae veritatis)」<sup>(68)</sup> と辛辣な言葉で批判し、ラス・カサスの『インディアスの破壊についての簡潔な報告』のドイツ語翻訳版パンフレット（『新世界。スペイン人たち [...] が西方のインド諸国 [アメリカ大陸] で [...] 行った [...] 非人間的な暴政についての真實の告知。[...] スペイン出身のバルトロメー・デ・ラス・カサス司教によって記されたもの』<sup>(69)</sup>）の記述とこのパンフレットに付された「アメリカ先住民の取り扱い」に関する 1550 年のスペインのヴァリャドリッドでの討論会の記録を約 4 頁に渡って紹介しながら、ラス・カサスの証言がベゾルトの記述よりも「信用に値するもの」であることを論証しようとしている<sup>(70)</sup>。そしてヴァーグナーは、ベゾルトが「スペイン兵士によるアメリカ先住民への苛酷な取り扱い」を「古代イスラエルの民<sup>たみ</sup>によるカナン人の討伐」に擬えて「神の特別の審判に基づく行動」と評価したことに言及し、「彼 [ベゾルト] は、これらの哀れな人々 [アメリカ先住民] をカナン人に擬えることによって、スペイン人たち [...] を擁護する [どころか、むしろ逆に]

[...] 彼ら [スペイン人たち] に重い罪を負わせてしまうことになる [...]。神は《彼の [...] 命令》によって彼の民 [古代イスラエルの民] にそうした行動を課したが [...] スペイン人たちはそのような《神の命令》を一体、[いつ、] どこで与えられたのだろうか？」<sup>(71)</sup>と述べる。

さらにこれに続く箇所では、ヴァーグナーは、自分の議論の趣旨を明確にするために、(ベゾルトのかつての同僚であった) テューピングゲンの法学者トーマス・ランジウスが1613年に編纂・刊行したラテン語テキスト(『ヴェルテンベルク公フリードリヒ・アキレスの論題。ヨーロッパ諸国間の優位性 [の比較] について』<sup>(72)</sup>)の一部を引用している。ヴァーグナーの議論を正確に把握するために、ヴァーグナーの引用箇所のさらに前段の部分からランジウス編のテキストを訳出してみたい。

「[...] スペイン人たちのインド [アメリカ大陸] での戦争 (bello Indico) の口実 (praetextus) [に関して] [...] ローマ教皇アレクサンデル6世の勅書がその正当性の拠り所となりうるのだろうか? [...] あるいは、キリスト教の布教 (Religionis Christianae propagatio) が [戦争の] 正当な口実 (justus ... titulus) なのだろうか? だが、キリストは、《異教的な迷信》を理由にして、またあるいは《福音を拒んだこと (Evangelii rejectionem)》を理由にして、《自由な民を奴隷として所有すること (liberi populi ... mancipia)》を認めるような、いかなる新たな法 (novam ... legem) も定めたりはしなかった。使徒たちのうちの誰一人として、その説教ゆえに《王》となることはなかったし、ローマ人たちに福音を説いたパウロに対して、皇帝が《[ローマ帝国の] 支配権》を譲り渡すこともなかった。キリストは使徒たちに次のように言った [だ

けなのだ]。『全世界に行って、すべての造られたものに福音を宣べ伝えなさい』<sup>(73)</sup>と。』<sup>(74)</sup>

16世紀後半～17世紀前半のヨーロッパにおける「正戦」をめぐる法学的議論を背景にした、この箇所<sup>(75)</sup>の論述では、新約聖書に記された「世界宣教」に関する記述のなかに「キリスト教の布教を理由にした《非キリスト教徒に対する戦争や政治的支配》あるいは《非キリスト教徒の奴隷的利用》」を正当化する論理が含まれていないことが指摘されている。こうした議論を援用することによって、ヴァーグナーは、「アメリカ先住民に対するスペイン兵士の行動」を「神の審判に基づく行動」と捉えるベゾルトの主張が「法学的にも神学的にも正当な根拠を欠いた主張」であることを明らかにしようとしたのである。このヴァーグナーの記述からは、三十年戦争期の教派対立の過程で「キリスト教の布教を目的とした戦争の正当性を明確に否定する考え方」がドイツ・ルター派の世界宣教観の基調を形作るに至ったことが読み取れる。

こうした「キリスト教布教と戦争との関係」をめぐる議論と並んで、『反駁』の第8章でのヴァーグナーの議論の柱となっているのは、「《非ヨーロッパ地域におけるカトリック宣教》と《ルター派の基本原則》との関係」についての議論である。

ベゾルトが『諸動機』のなかで「西インドや東インドでは、ローマで普及している [...] カトリックの宗教だけが布教されており、ルター派の福音 (das Lutherisch Evangelium) は布教されていない」<sup>(76)</sup>と述べたことに対して、ヴァーグナーは、「もしも [...] 彼ら [ローマ・カトリックの教皇主義者] が我ら福音主義者 (Evangelische) と異なる聖書 (ein andere Bibel) を [...] 有しているのではないならば、[...] 浄福へと至るための立脚点 (Pfeiler

der Seeligkeit) は、我ら福音主義者においても教皇主義者においても同一 (einerley) であり、[...] もしそうであるなら、《[カトリックの] 教皇制度》が広まるにつれて [...], 《福音主義 [ルター派] の基本原則 (Evangelische Fundamenta)》もまた、世界に、即ち、東インドと西インドに、そして日本 (Jappon) とカリカット (Calecuth) に、[...] さらに地球の反対側に住む人々 (antipodibus) の間にまで [...], 広められることになる」<sup>(77)</sup> と反論する。このようにヴァーグナーは、ローマ・カトリックとルター派との間に存在する微かな「聖書的伝統の連続性」に光を当て、「カトリックの世界宣教」を「カトリックとルター派が共有する聖書的使信 (福音) が全世界に拡散するプロセス」と捉え直すことによって、「世界宣教」を「[ローマ] 教皇聖下の導き (Bäpstlicher Heyligkeit direction) [の成果]」<sup>(78)</sup> と評価しようとするベゾルトの主張に異を唱えるのである。

そして「カトリックとルター派の間の微かな連続性」を問うヴァーグナーの視線は、「宗教改革以前の時代にカトリックの教皇制度の下で生きねばならなかった《ルター派の先祖たち》の境遇」にも、さらに「カトリックの教皇制度の下で生きることを強いられている《アメリカ先住民たち》の境遇」にも、向けられてゆく。ヴァーグナーは次のように述べている。「[中世の時代に] 暗黒の教皇制度の下で生きた [...] 今は亡き我らの先祖たち (VorEltern) は [...], [教皇制度の下にありながらも] [...] 基本原則としてのキリスト (Fundament Christo) を拠り所となし、生活の敬虔さ (Gottseeligkeit deß Lebens) を身につけることによって、永遠の浄福 [に与ることができた] [...]。[それと同じように、] たとえ [...] 教皇主義的な諸分派 [教義] とともに説かれるにせよ、福音 (Evangelium) が哀れなインド人たち (den

armen Indianern) [インディオ, アメリカ先住民] の間で説かれるならば、それはこの哀れな諸民族を浄福へと導くことだろう [...]」<sup>(79)</sup>。このようにヴァーグナーは、《カトリックの教皇制度そのもの》のなかにはなく《教皇制度の下で生きる人々の生活》のなかに「ルター派との間の微かな連続性」を見出すことによって、「聖書の使信 (福音) が《カトリック宣教》を媒体としつつ《教派や教会制度の枠》を超えて全世界に——そしてアメリカ先住民の間に——行き渡っている可能性」を示唆したのである。

ヴァーグナー自身が『反駁』のなかで述べているように<sup>(80)</sup>、こうした世界宣教観は、ルター派神学者 P・ニコライが 1597 年刊の著書 (『キリストの王国についての史録』) で提示したものであった。ニコライは、1564 年 10 月 11 日にイエズス会士ヨハンネス・バプティスタ・モンティウスが日本の豊後からヨーロッパに書き送った書翰の記述を手がかりに、「日本でのカトリック宣教情報」を独自の視点から再解釈することによって、こうした世界宣教観を編み上げていった<sup>(81)</sup>。ヴァーグナーの議論はこのニコライの世界宣教に関する見解を土台に形作られているが、特徴的なことは、ニコライが「日本でのカトリック宣教情報」に基づいて作り上げた世界宣教観を、ヴァーグナーが、「アメリカ先住民とカトリック宣教との関わり」を論ずるための解釈枠組みとして用いていることである。つまり、前述のベゾルトの議論に見られたのと同じように、このヴァーグナーの議論でも、「日本での宣教情報」と「アメリカ大陸での宣教情報」とが一つの文脈に繋ぎ合わされ、それらがひと連りの歴史的因果連関のなかに嵌め込まれることを通して、「世界宣教」に関する新たな視点がそこから汲み出されているのである。三十年戦争期に「ドイツ・ルター派の世界宣教観」が辿っ

た変化の一端をここからも垣間見ることができるであろう。

本稿では、三十年戦争期のドイツにおけるカトリックへの改宗者とルター派神学者の論争に光を当てることによって、教派对立の下での「非ヨーロッパ地域からの宣教情報の受容」のプロセスを跡づけ、カトリックへの改宗者の議論のなかで「日本宣教情報」と「アメリカ大陸での宣教情報」が一つの文脈に繋ぎ合わされ、「アメリカ大陸でのアメリカ先住民に対する苛酷な取り扱い」と「日本でのキリスト教迫害」との間の因果連関についての視座が形作られてゆく過程を浮き彫りにするとともに、ルター派神学者の議論のなかでも同様に「日本宣教情報」と「アメリカ大陸での宣教情報」が一つの文脈に接合され、その結果として「世界宣教」に関する新たな視点がそこから汲み出されてゆく過程を明らかにした。「16～17世紀の教派对立」と「非ヨーロッパ地域からの宣教情報の受容」と「世界宣教観の変容」との相互関係について、より包括的な考察を行うためには、カトリック及びルター派のみならず、他の諸教派——とりわけカルヴァン派（改革派）——の論者たちの議論にも検討を加える必要があり、さらに、教派間の論争が「学識者による議論」の枠を越えて民衆にどのような影響を及ぼしたのか、また、「ヨーロッパ世界の内部の非キリスト教徒（ユダヤ教徒やイスラム教徒など）のキリスト教改宗」に関する情報がキリスト教諸教派の世界宣教観にいかなる影響を与えたのか、といった問題にも目を向ける必要があるが、それらの問題については稿を改めて論じたい。

（補記）引用文中の[ ]の中に記された語句は、本稿著者による補足を表し、[...] は、省略箇所を表している。引用文中に（ ）で挿入した原文

表記や注の史料表題表記では、史料のなかで用いられている近世ヨーロッパ諸言語の綴りと省略記号をそのまま使用しており（但し、近世ドイツ語に見られる特殊なウムラウト表記は、現代ドイツ語のウムラウト表記に改めた）、名詞・形容詞・冠詞の格変化に関しても、原文中の表記をそのまま使用している。そのために、日本語翻訳文の格助詞と（ ）に挿入した原文表記の格変化とが照応していない箇所がある。注記中のVD16及びVD17の書誌データは、『ドイツ語圏で出版された16世紀の印刷物の目録』（*Verzeichnis der im deutschen Sprachbereich erschienenen Drucke des XVI. Jahrhunderts*, Stuttgart, 1983-2000）と、この目録のデータに基づいて増補・編纂・公開されているバイエルン図書館連盟及びドイツ研究振興協会のオンライン・データベース <<http://www.vd16.de/>> 及び <<http://www.vd17.de/>>（2019年9月28日時点）に依拠している。なお、注記中の聖書の参照箇所は、『聖書・新共同訳』日本聖書協会、1996年に拠っている。本稿は、科学研究費補助金（基盤研究C・課題番号21520759）の助成を受けた研究成果の一部である。

#### 註

- （1）本稿では、「近世ヨーロッパにおいてローマ・カトリック教会とプロテスタント諸派の間に生じた対立関係」を——「非ヨーロッパ地域におけるキリスト教徒と非キリスト教徒との関係」から区別して——限定的に指し示す言葉として、「教派对立」という言葉を用いている。
- （2）本稿では、「ドイツ」という名称を、原則として「16世紀の神聖ローマ帝国の支配地域」を指す言葉として用いており、そこには現代のチェコやオーストリアの領土も含まれる。
- （3）*Der Augsburger Religionsfriede vom 25. September 1555, 2. erweiterte und verbesserte Auflage*, Göttingen, 1927, S.36-37（永田諒一訳「史料『アウクスブルクの宗教平和』」、永田諒一『ドイツ近世の社会と教会』、ミネルヴァ書房、2000年、314-329頁、

- 特に317頁)。
- (4) A. Mulders, *Missionsgeschichte*, Regensburg, 1960, S.193-257; H.-W. Gensichen, *Missionsgeschichte der neueren Zeit*, Göttingen, 1976, S.1-4; A. F. Walls, Art. „Mission VI“, in: *Theologische Realenzyklopädie*, Bd.23, Berlin, 1993, S.40-59, bes. S.41-45.
- (5) F. Ludwig, Zur „Verteidigung und Verbreitung des Glaubens“, in: *Zeitschrift für Kirchengeschichte*, Bd.112 (2001), S.44-64, bes. S.50-52; 蝶野立彦「十六世紀後半の南ドイツ及びオーストリアにおける対抗宗教改革と《日本》認識」『明治学院大学教養教育センター紀要 カルチュール』第11巻第1号, 明治学院大学教養教育センター, 2017年, 97-110頁。
- (6) Ludwig, a. a. O., S.59-63; 蝶野立彦「十六～十七世紀のドイツ・ルター派の《世界宣教》観と《日本》認識」『明治学院大学教養教育センター紀要 カルチュール』第12巻第1号, 明治学院大学教養教育センター, 2018年, 123-142頁。
- (7) 本稿では、「アメリカ大陸」という名称を, 原則として「アメリカ大陸及びその周辺の島嶼群」を指す言葉として用いている。
- (8) 「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教」をめぐるベゾルトとヴァーグナーの論争について, 従来の研究では全く光が当てられてこなかった。1649年にルター派神学者ベルンハルト・ヴァルトシュミットが著した, ルドヴィクス・フォン・ヘルニクの《改宗理由書》に対する反駁書のなかで, 「非ヨーロッパ地域でのカトリック宣教」に関するヴァーグナーの議論の一部が紹介されている。B. Waldschmidt, *Widerlegung Der Zwanzig Vrsachen/ vmb welcher willen LUDOVICUS von Hörnigk ... Vom Lutherischen Glauben ab hingegen zum Papstthumb getretten*, Frankfurt am Main, 1649 (VD17 1:078359G), Bl.S4a-S4b (S.143-144) を参照のこと。
- (9) ベゾルトの生涯とベゾルトのカトリックへの改宗の経緯については, 以下の文献を参照せよ。L.T. Spittler, Ueber Christoph Besolds Religions= Veränderung, in: *Patriotisches Archiv für Deutschland*, Bd.8 (1788), S.430-472; T. Muther, Art. „Besold, Christoph“, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*, Bd.2, Leipzig, 1875, S.556-558; E. Niethammer, Christoph Besold, in: *Schwäbische Lebensbilder*, Bd.2, Stuttgart, 1941, S.11-34; ders., Art. „Besold, Christoph“, in: *Neue Deutsche Biographie*, Bd.2, Berlin, 1955, S.178-179; B. Zeller-Lorenz/ W. Zeller, Christoph Besold, in: F. Elsener (Hg.), *Lebensbilder zur Geschichte der Tübinger Juristenfakultät*, Tübingen, 1977, S.9-18; B. Pahlmann, Art. „Christoph Besold (1577-1638)“, in: G. Kleinheyer/ J. Schröder (Hg.), *Deutsche und Europäische Juristen aus neun Jahrhunderten*, Heidelberg, 1996, S.56-59. また, ベゾルトの主要著作の目録は, K. Neumaier, *Ius publicum*, Berlin, 1974, S.261-268に収録されている。
- (10) C.V. Wedgwood, *The Thirty Years War*, Harmondsworth, 1957, p.215 (瀬原義生訳『ドイツ三十年戦争』, 刀水書房, 2003年, 260頁)。また, 『回復令』の発布がカトリック諸修道会の中に生み出した対立について, 蝶野立彦「対抗宗教改革期及び三十年戦争期のドイツにおける日本宣教情報の受容と解釈」『明治学院大学教養教育センター紀要 カルチュール』第13巻第1号, 明治学院大学教養教育センター, 2019年, 71-89頁, 特に80-81頁も参照のこと。
- (11) Zeller-Lorenz/ Zeller, a. a. O., S.17-18.
- (12) Wedgwood, *op.cit.*, pp.328-337 (瀬原訳, 400-411頁); H. Ehmer, Württemberg, in: A. Schindling/ W. Ziegler (Hg.), *Die Territorien des Reichs im Zeitalter der Reformation und Konfessionalisierung*, Bd.5, Münster, 1993, S.168-192, bes. S.188. ネルトリンゲンの戦いの際に, 神聖ローマ皇帝の息子フェルディナントは《ハンガリー王》, スペイン王子フェルナンドは《スペイン領ネーデルラント総督》の地位にあった。
- (13) F. von Soden, *Gustav Adolph und sein Heer*, Bd.3, Erlangen, 1869, S.286-287. Vgl. H. Günter, *Das Restitutionsedikt von 1629*, Stuttgart, 1901, S.301.
- (14) C. Besold, *Christlich ... Motiven/ Warumb Christoff Besold ... dafür gehalten/ daß der Recht/ vnd Einig Seeligmachende Glaub/ allein in der Römisch Catholischen Kirchen anzutreffen: Derenthalben Er auch ... zu solcher Alten Catholischen Kirchen sich begeben/ vnd all andere/ new auffkömne Secten/ oder Lehren/ verlassen hat*, Ingolstadt, 1637 (VD17 12:109650P).
- (15) J. Metzler, Wegbereiter und Vorläufer der Kongregation, in: *Sacrae Congregationis de Propaganda Fide memoria rerum, Vol.1-1*, Rom/ Freiburg (Breisgau) / Wien, 1971, S.38-78, bes. S.46-47, 56-57. Vgl. J. Krasenbrink, *Die Congregatio Germanica und die katholische Reform in Deutschland nach dem Tridentinum*, Münster, 1972, S.1-10.
- (16) イエズス会士ゲオルク・シェーラーが1586年春にオーストリア大公領のニーダーエスターライヒ (下オーストリア) のハウセク貴族領でルター派住民をカトリックに改宗させる際に用いた《改宗理由書》について, 蝶野「十六世紀後半の南ドイツ及びオー



- ストリアにおける対抗宗教改革と《日本》認識」, 105-107頁を参照せよ。また、シェラーが1580年代後半にニーダーエスターライヒの諸地域で行った《ルター派住民のカトリック化》の試みについて、B. Duhr, *Geschichte der Jesuiten in den Ländern deutscher Zunge, Bd.1*, Freiburg (Breisgau), 1907, S.802-803も参照のこと。
- (17) 16世紀ドイツの教派間の論争と《改宗理由書》の関わりについて、K. Bremer, *Religionsstreitigkeiten*, Tübingen, 2005, S.226-231を参照せよ。
- (18) Besold, a. a. O., Bl.P3a (S.229).
- (19) VD17 32:699418C, 39:148813E, 12:109668F, 12:109671K.
- (20) ベゾルトの『諸動機』のテキストが「改宗の促し」の手段として具体的にどのような場で行われる社会集団の間でどのような機能を果たしたのかを詳しくするために、「テキストの《生産》《流通》と《読者・聴衆による受容》のプロセス」についての実証的な分析が必要となるが、こうした問題については、稿を改めて論じたい。
- (21) Besold, a. a. O., Bl.J7a (S.141).
- (22) 『マタイによる福音書』24章14節。
- (23) Besold, a. a. O., Bl.J7a-J7b (S.141-142).
- (24) *Ibid.*, Bl.J8a (S.143).
- (25) *Ibid.*, Bl.K1a (S.145).
- (26) *Ibid.*, Bl.K1b (S.146).
- (27) *Ibid.* ベゾルト自身が文中で述べているように、この箇所の記述は、エリウト・ニコライが1619年に刊行した以下の地誌学的著作の記述をほぼそのまま引用したものである。Vgl. E. Nicolai, *Neue vnd warhafft relation, von deme was sich in beederley/ Das ist/ In den West=vnd Ost=Indien/ von der zeit an zugetragen/ daß sich die Nauigationes der Holl=vnnnd Engelländischen compagnien daselbsthin angefangen abzuschneiden*, München, 1619 (VD17 23:257416G), Bl.E1b-E2a (S.10-11). 同書については、D. F. Lach/ E. J. Van Kley, *Asia in the Making of Europe, Vol.3-1*, Chicago, 1993, p.520も参照せよ。
- (28) Besold, a. a. O., Bl.K2a (S.147). Vgl. Nicolai, a. a. O., Bl.E2a (S.11).
- (29) 『詩編』19編5節。
- (30) Besold, a. a. O., Bl.K2a (S.147). Vgl. Nicolai, a. a. O., Bl.E2a (S.11).
- (31) Besold, a. a. O., Bl.J7b (S.142).
- (32) *VITA P. CAROLI SPINOLAE SOCIETATIS IESV, PRO CHRISTIANA RELIGIONE IN IAPONIA MORTVI*, Antwerpen, 1630. Vgl. R. Streit, *Bibliotheca Missionum, Bd.5*, Aachen, 1929, Nr.1449; *Bibliographischer ALT-JAPAN-KATALOG 1542-1853*, Kyoto, 1940, Nr.1433. 同書のイタリア語原典(1628年)からの日本語訳として、宮崎賢太郎『カルロ・スピノラ伝』, キリシタン文化研究会, 1985年がある。スピノラの生涯と同伝記の成立の経緯については、宮崎訳に付された「前書」と「年表」を参照のこと。また、同書のヨーロッパ各国語翻訳版の出版年及び出版地については、宮崎訳に収録された「カルロ・スピノラ伝 諸版一覧」(13頁)を参照せよ。
- (33) Besold, a. a. O., Bl.J7b (S.142).
- (34) *VITA P. CAROLI SPINOLAE*, p.82. 宮崎訳, 90頁も参照せよ。
- (35) 宮崎訳に付された注(66) [174頁]に拠れば、この船にはメキシコ副王大使とフランシスコ会修士ルイス・ソテロが乗船していた。
- (36) *VITA P. CAROLI SPINOLAE*, p.83. 宮崎訳, 91頁も参照せよ。
- (37) *VITA P. CAROLI SPINOLAE*, p.83. 宮崎訳, 91頁も参照せよ。
- (38) *VITA P. CAROLI SPINOLAE*, p.84. 宮崎訳, 91頁も参照せよ。
- (39) *VITA P. CAROLI SPINOLAE*, p.142. 宮崎訳, 134頁も参照せよ。
- (40) *VITA P. CAROLI SPINOLAE*, p.169. 宮崎訳, 152頁も参照せよ。
- (41) この引用は、シュマルカルデン戦争期にシュマルカルデン同盟(プロテスタント諸侯・諸都市による同盟)が皇帝に宛てて記した『抗議文』に記されている言葉である。*Abdruck d'verwarungs Schrift...*, o.O., 1546 (VD16 E 4619), Bl.B2aを参照せよ。この引用箇所については、蝶野立彦『十六世紀ドイツにおける宗教紛争と言論統制』, 彩流社, 2014年, 168頁も参照のこと。
- (42) Vgl. F. Bosbach, *Monarchia universalis*, Göttingen, 1988, S.45-63; G. Schmidt, »Teutsche Libertät« oder »Hispanische Servitut«, in: L. Schorn-Schütte (Hg.), *Das Interim 1548/50*, Heidelberg, 2005, S.166-191; 蝶野前掲書, 160-191頁。
- (43) この引用は、オランダ独立戦争期にネーデルラントの貴族でカルヴァン主義者でもあったフィリップス・ファン・マルニックスがドイツの帝国等族に宛てて記した『警告文』に記されている言葉である。P. van Marnix, *Ein sehr Notwendige ... Warnung vnd Vermanungs Schrift Ahn alle Chur und Fürsten/ Stende vnd Stette des Heiligen Reichs Teutscher Nation*, o.O., 1585 (VD16 M 1041), Bl.B1aを参照せよ。同書(ドイツ語翻訳版)のラテン語原典では、「スペイン人たちの[...] 軛 (Hispanorum ... iugum)」とい

- う言葉が用いられている。AD POTENTISSIMOS AC SERENISSIMOS Reges, Principes, ... Christiani orbis Ordines, s.l., 1583, BlA4aを参照せよ。
- (44) Vgl. Bosbach, a. a. O., S.73-86.
- (45) Vgl. *Ibid.*, S.95-99; P. Schmidt, *Spanische Universalmonarchie oder „teutsche Libertet“*, Stuttgart, 2001, S.29-50.
- (46) 1493年5月4日のアレクサンデル6世の勅書は、E. Staedler, Die westindischen Lehensedikte Alexanders VI. (1493), in: *Archiv für katholisches Kirchenrecht*, Bd.118 (1938), S.377-417, bes. S.394-403に収録されている。
- (47) ポルトガルとスペインの世界分割線は、1494年6月7日のトルデシヤス条約の結果、さらに西に移動した。Vgl. W. Reinhard, *Geschichte der europäischen Expansion, Bd.2*, Stuttgart/ Berlin/ Köln/ Mainz, 1985, S.44; R. Wendt, *Vom Kolonialismus zur Globalisierung*, Paderborn/ München/ Wien/ Zürich, 2007, S.34.
- (48) Staedler, a. a. O., S.399-400. Vgl. C. Mirbt, *Quellen zur Geschichte des Papsttums und des römischen Katholizismus*, Tübingen, 1911, S.186; R. Konetzke, *Lateinamerika seit 1492*, Stuttgart, 1971, S.5-6.
- (49) Staedler, a. a. O., S.401. Vgl. Konetzke, a. a. O., S.6.
- (50) Mulders, a. a. O., S.195-197, 201-204; Reinhard, a. a. O., S.43-64; Wendt, a. a. O., S.31-40, 46-49.
- (51) Mulders, a. a. O., S.197-200; L. Hanke, *All Mankind is One*, DeKalb, 1974, pp.1-22; Reinhard, a. a. O., S.64-66; 染田秀藤『ラス・カサス伝』, 岩波書店, 1990年, 129-171頁; Wendt, a. a. O., S.67-68. 「アメリカ先住民に対する非人間的な取り扱いの是正」を求めるスペイン出身のドミニコ会士たちの働きかけを背景にしてローマ教皇パウルス3世が1537年6月2日に発した勅書 (*Sublimis Deus*) には, 「[...] インディオ [アメリカ先住民] や [...] その他のあらゆる諸民族は [...], たとえ彼らがキリスト教信仰の外にいる場合であっても, 《彼らの自由》と《彼らの財産所有権》を [...] 自由かつ合法的に享受するし, また決して《奴隷》化されてはならない」との内容が記されている。Hanke, *op.cit.*, p.21の同勅書の引用 (英語訳), 及び, *America Pontificia primi saeculi evangelizationis 1493-1592, I*, Città del Vaticano, 1991, p.364-366に所収の1537年6月2日の教皇勅書 (*Veritas ipsa*) を参照せよ。また, 染田前掲書, 167-168頁も参照のこと。
- (52) B. de las Casas, *Brevissima relacion de la destruycion de las Indias*, s.l., 1552. 同書のヨーロッパ各国語翻訳版の出版年については, 同書の日本語訳 (染田秀藤訳『インディアスの破壊についての簡潔な報告』, 岩波書店, 2017年) に付された染田秀藤「解説」の表1 (278-279頁) を参照のこと。
- (53) ラス・カサスの『報告』が三十年戦争期のドイツの公論に及ぼした影響について, P. Schmidt, a. a. O., S.273-294を参照せよ。また, ラス・カサスの『報告』が16世紀後半以降のヨーロッパ諸国の「反スペイン運動」——「黒い伝説 (Leyenda Negra)」——に与えた影響について, C. Gibson (ed.), *The Black Legend*, New York, 1971, pp.73-77; G. Hoffmeister, La leyenda negra in der politischen und gelehrten Literatur, in: ders., *Spanien und Deutschland*, Berlin, 1976, S.33-38; 染田「解説」, 272-297頁を参照のこと。
- (54) Vgl. Marnix, a. a. O., Bl.D4a.
- (55) Besold, a. a. O., Bl.K2b (S.148).
- (56) J. A. de Thou, *IAC. AVG. THVANI HISTORIAM sui temporis PARS I*, Paris, 1604, p.19-20を参照のこと。
- (57) Besold, a. a. O., Bl.K2b-K3a (S.148-149).
- (58) *Ibid.*, Bl.K3b-K4a (S.150-151).
- (59) *Ibid.*, Bl.K4a-K4b (S.151-152). この箇所ではベズルトは, Nicolai, a. a. O., Bl.Z2b (S.156) の記述をほぼそのまま紹介している。
- (60) Besold, a. a. O., Bl.K3b (S.150).
- (61) *Ibid.*, Bl.M8b (S.192).
- (62) *Ibid.*, Bl.N2b-N3a (S.196-197).
- (63) 古代～近世のキリスト教世界における「非キリスト教徒との戦争」観の変遷について, C. Erdmann, *Die Entstehung des Kreuzzugsgedankens*, Darmstadt, 1965; H.-W. Gensichen, Art. „Heidentum I“, in: *Theologische Realenzyklopädie, Bd.14*, Berlin, 1985, S.590-601, bes. S.592-599を参照せよ。
- (64) T. Wagner, *Evangelische Censur Vnd ... Widerlegung der ... Motiven/ Warumb D. Christoph Besold...*, Tübingen, 1640 (VD17 39:148958Z).
- (65) ヴァーグナーの生涯については, K. Klüpfel, *Geschichte und Beschreibung der Universität Tübingen*, Tübingen, 1849, S.144-145; C. von Weizsäcker, *Lehrer und Unterricht an der evangelisch-theologischen Facultät der Universität Tübingen*, Tübingen, 1877, S.66-69; P. Tschackert, Art. „Wagner, Tobias“, in: *Allgemeine Deutsche Biographie, Bd.40*, Leipzig, 1896, S.582-584; A. Beutel, *Lehre und Leben in der Predigt der lutherischen Orthodoxie, Dargestellt am Beispiel des Tübinger Kontroverstheologen und Universitätskanzlers Tobias Wagner (1598-1680)*, in: *Zeitschrift für Theologie und Kirche*, Bd.93 (1996), S.419-449, bes. S.425-431を参照せよ。また,

- 「三十年戦争の終結」と「ウェストファリア条約の締結」に関する1650年のヴァーグナーの発言について、T. Kaufmann, *Dreißigjähriger Krieg und Westfälischer Friede*, Tübingen, 1998, S.126-130も参照のこと。
- (66) E. Marquardt, *Geschichte Württembergs*, Stuttgart, 1962, S.143-163; J. Fischer, Herzog Eberhard III. (1628-1674), in: R. Uhlend (Hg.), *900 Jahre Haus Württemberg*, Stuttgart, 1985, S.195-209, bes. S.197-200; Ehmer, a. a. O., S.188-189.
- (67) Wagner, a. a. O., BLEe5b (S.442).
- (68) *Ibid.*, BLEe5a (S.441).
- (69) *Neue Welt. Warhaftige Anzeigung Der Hispanier ... vnmenschlichen Tyranny/ ... inn den Indianischen Ländern/ so gegen Nidergang der Sonnen gelegen/ ... begangen, ... durch Bischoff Bartholomeum de las Casas ..., gebornen Hispaniern ... beschrieben*, o.O., 1597 (VD16 C 1232).
- (70) Wagner, a. a. O., BLEe6a-Ee7b (S.443-446).ヴァーグナーが文中に引用しているのは、*Neue Welt*, BLA2b (S.4), R1a-R1b (S.129-130), U3a (S.157) の記述である。ヴァリヤドリードでの討論会について、染田前掲書、239-275頁も参照のこと。
- (71) Wagner, a. a. O., BLEe8b-Ffla (S.448-449)。「神の命令に基づく戦争 (bellum Deo auctore)」についての神学的議論とアウグスティヌスの《聖戦》観との関わりについて、Erdmann, a. a. O., S.7-8を参照のこと。
- (72) *FR: ACHILLIS DUCIS WÜRTEMBERG. CONSULTATIO de principatu inter provincias Europae...*, Tübingen, 1613 (VD17 1:009511N)。このテキストは、1613年にテュービンゲンの騎士学校(リッター・アカデミー)で「ヨーロッパ諸国(ドイツ、フランス、スペイン、ポーランド、ハンガリー、イングランド、イタリア)の優位点と短所」をテーマに行われた討論の内容を編集したものであり、1620年代～1670年代にテュービンゲン(1620年, 1626年, 1635年, 1655年, 1678年)やアムステルダム(1637年)で改訂版が出版されている。K. Viiding, Thomas Lansius' *Consultatio de principatu inter provincias Europae* im frühneuzeitlichen Sprach- und Stilunterricht, in: *Acta Conventus Neo-Latini Monasteriensis*, Leiden, 2015, S.594-603, bes. S.595-596を参照せよ。
- (73) 『マルコによる福音書』16章15節。
- (74) *FR: ACHILLIS DUCIS WÜRTEMBERG. CONSULTATIO*, BL.Tt4a (p.335)。ヴァーグナーの『反駁』では、本稿で訳出した箇所の2文目から引用がなされている。Wagner, a. a. O., BL.Ffla (S.449)。
- (75) この箇所の欄外注には、ラス・カサスのテキストからの引用とともに、アルベリコ・ジェンティリの『正戦論』やフーゴー・グロティウスの『自由海論』の一部が典拠として示されている(*FR: ACHILLIS DUCIS WÜRTEMBERG. CONSULTATIO*, BL.Tt4a (p.335))。
- (76) Wagner, a. a. O., BLEe1a (S.433)。Vgl. Besold, a. a. O., BL.J7a-J7b (S.141-142)。
- (77) Wagner, a. a. O., BLEe1b-Ee2a (S.434-435)。
- (78) Besold, a. a. O., BL.K4b (S.152)。
- (79) Wagner, a. a. O., BLEe4a (S.439)。
- (80) *Ibid.*, BLEe4a-Ee5a (S.439-441)。
- (81) 蝶野「十六～十七世紀のドイツ・ルター派の《世界宣教》観と《日本》認識」, 129-135頁を参照。「宗教改革以前の《ルター派の先祖たち》」に関するヴァーグナーの記述は、ニコライの著書の以下の箇所の記述を下敷きに行っていると推定される。P. Nicolai, *COMMENTARIORVM DE REGNO CHRISTI, VATICINIIS PROPHEVICIS ET APOSTOLICIS ACCOMMODATORVM, Libri Duo, QVORVM PRIOR*, Frankfurt am Main, 1597 (VD16 ZV 28250), BL.D4b (p.56)。

